同 26 • 9	同 26 · 2		同 25 · 12					同 25 · 1
興福寺金堂世親像薬師寺東院堂聖観音像	法隆寺綱封蔵九面観音像	広目天像 広目天像 東大寺戒壇院四天王のうち	福寺東金堂維摩	託間筆大日如来像	又兵衛筆美人	空中斎筆牡丹藤紅葉	稲皐筆鯉魚屛風	幹晟筆人物
1 1	1	1	1	1	1	3	2	2
山田 鬼斎	森川 杜園	同	竹内 久一	高屋肖哲か	関 保之助	高屋肖哲か	不明	不明
木造彩色	依頼と対して制作	吉司	木造彩色					

## ④ 職員定員の制定

職第一二四一號

東京美術學校

其校職員毎等人員別表ノ通相定ム

右内訓ス

明治廿三年十二月四日

文部大臣

芳川顕正

東京美術學校職員毎等定員

技	書	助	教	官名
		教		名
手	記	授	授	
소	소	判任	奏任	官等
0	0		≕	等
0	_	$\vec{=}$	≓	二等
_	_	三	四	三等
_	_	三	四	四等
0	_	_	=	五. 等

## ⑤「生徒心得」の改正

ように記載された。 この年、「生徒心得」が改正され、『東京美術学校一覧』に次の

○生徒心得

ニシ意想ヲ優美ニシ言行を謹肅ニシ校ノ内外ヲ問ハス苟モ本校生徒ハ本校ノ規則告論等ヲ遵守スヘキハ勿論各自其志操ヲ堅固

生徒ハ總テ教師ノ指導ニ從ヒ勤勉スヘキ事

生徒タルノ体面ヲ汚ス擧動アルヘカラサル事

一授業時間ニ至レハ遅滯ナク教室ニ入リ各自ノ席ニ着クヘキ事

登校ノ節ハ必ス本校所定ノ服帽ヲ着用スヘキ事

教室ニ入ル片ハ帽子外套ヲ脱スヘキ事

一生徒教室ニ着席スルトキハ豫テ定ムル所ノ位次ヲ亂ルヘカラサ

ル事

一生徒ハ授業時間中教師ノ許可ナクシテ教室外ニ出ルヲ得サル事

授業時間外ニ教室ニ入リ又ハ教室備付ノ物品ヲ携出スヘカラサ

ル事

一本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ敬禮ヲ重ンスヘキ事

一校舎ノ整肅淸潔ヲ旨トシ總テ喧擾汚穢ノ擧動アルヘカラサル事

生徒教室ニ於テ終業の節ハ該課業ニ用ユル備品ハ必ス清掃整置

スヘキ事

計

ス又鄙猥ノ製作ヲ爲スヘカラサル事一生徒ハ在學中ハ其製作物ヲ私ニ内外ノ展覽會等へ出品スヘカラ